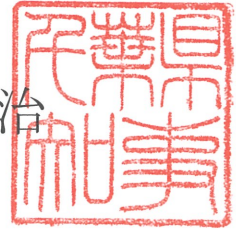


平成29年 5月 2日

坂口工業 (株)

小野 晃良 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



一般 建設業の許可について (通知)

平成 29 年 3 月 23 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	千葉県知事 許可 (般 - 29) 第 1645 号
許可の有効期間	平成 29 年 6 月 2 日から平成 34 年 6 月 1 日まで
建設業の種類	鋼構造物工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 34 年 5 月 2 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)